

奈良市文化振興補助金の交付要望の募集について

1. 募集方法 公募（令和2年度補助金交付分）
2. 募集期間 令和元年10月15日（火）～11月8日（金）
3. 募集内容等 奈良市文化振興補助金交付募集要項のとおり
4. 審査方法 奈良市文化振興補助金交付審査要領に基づき、奈良市文化振興補助金交付審査部会で審査（1次・2次）を実施
5. 関係規則等 奈良市文化振興計画推進委員会規則（部会設置記載）・・・別紙A
奈良市文化振興補助金交付要綱（交付の基準等）・・・別紙B
奈良市文化振興補助金交付審査要領（審査の基準等）・・・別紙C
奈良市文化振興補助金交付募集要領（募集の基準等）・・・別紙D
6. 今後のスケジュール

年・月		取組内容
R元	8月	・8/27 委員会修了後、審査部会開催 ・R2年度予算要求（補助金枠要求）
	9月	・募集ホームページ等整理
	10月	・ <u>10/15～11/8 R2年度交付募集</u> （市民だより、ホームページで告知）
	11～12月	・審査部会開催（補助金交付1次11/26予定・2次審査12/17予定） ・審査結果を部会長から市長へ答申及び委員会へ報告
	1～2月	・補助金交付候補事業及び予定額決定 ・財政課より予算内示
	3月	・市議会に提案、承認 ・交付候補団体へ（通知）内示
R2	4月～	・交付候補団体から本申請、補助金交付

奈良市文化振興補助金交付審査部会について

1. 部会構成 8月27日の委員会で会長から指名のあった6名の委員で構成。
部会長についても6名の委員の中から会長が指名。
2. 部会開催
 - 第1回 8月27日の委員会修了後
 - ・案件：部会運営要領の決定、審査方法の確認等
 - 第2回 11月26日（火）予定
 - ・案件：補助金交付1次審査（書類）実施
 - 第3回 12月17日（火）予定
 - ・案件：補助金交付2次審査（プレゼンテーション）実施
3. 審査結果 部会で決定した交付候補事業及び交付予定額、交付候補補欠事業について部会長から市長へ答申及び委員会へ結果報告を行う。

奈良市文化振興計画推進委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会に、専門の事項について調査審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員6人以内で組織する。

3 部会の委員（以下「部会員」という。）は、委員のうちから会長が指名する。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、次に掲げる者のうちから委員以外の者2人以内を特別委員として委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者

5 前2項の規定にかかわらず、補助金等について調査審議等を行う部会にあっては、調査審議事項について特別の利害関係を有すると認められる者は、部会員及び前項の特別委員となることができない。

6 特別委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

- 8 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 9 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 10 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員（特別委員を含む。）」と読み替えるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 委員会及び部会の庶務は、文化振興課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

奈良市文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動又は奈良の魅力を多方面に発信する文化事業等を広く募集し、その中から本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する文化芸術活動を実施する団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動の場を有すること。
- (2) 規約、定款等を有すること。
- (3) 代表者及び役員の設定のあること。
- (4) 次条に規定する補助対象事業の実施において、当該事業の目的及び内容が適正であり、かつ、明確な会計経理を行うことができると認められること。
- (5) 次に掲げるものに該当しない団体であること。

ア 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。）

イ 市税を滞納している団体

ウ その他市長が不適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- (2) 事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 文化及び芸術に触れる機会の創出、次世代の文化振興の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組その他市民の文化活動であること。（以下「市民文化活動支援事業」という。）

イ 地域が持つ文化資源等の活用及び多様な種類の文化交流の実施により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業であり、次のいずれかに該当すること。

(ア) 市内外からの参加がある文化交流事業（以下「都市文化推進支援事業（広域参加型）」という。）であること。

(イ) 国際的な文化交流又は文化発信事業（以下「都市文化推進支援事業（国際発信型）」という。）であること。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする

事業

- (2) 政治土の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (6) この要綱に基づく補助金以外に市から補助金等（奈良市中心のふるさと応援基金条例（平成20年奈良市条例第29号）第1条の規定に基づき設置されている奈良市中心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (7) 過去5年以内に実施の実績がない事業
- (8) 次のいずれかに該当する事業（都市文化推進事業支援（国際発信型）に限る。）
 - ア 次条に規定する補助対象経費の予算額が2,000万円未満であること。
 - イ 前回の事業（過去5年以内に実施されたものに限る。）の実績額のうち次条に規定する補助対象経費の額が2,000万円未満であること。
- (9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業（補助対象経費等及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）並びに補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（いずれも次号に掲げるものを除く。）
- (2) 補助対象外経費 事務局維持経費、賞品購入費、賞金、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空運賃、列車運賃又は船舶運賃の特別料金及び印紙代
- (3) 補助額 次の表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費に同表右欄に定める補助率を乗じて得た額とし、それぞれ同表中欄に定める補助限度額を上限とする。

補助対象事業の区分	補助限度額	補助率
市民文化活動支援事業	50万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	300万円	
都市文化推進支援事業（国際発信型）	1,000万円	

（交付要望）

第5条 補助金の交付を要望する団体は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度中に市長に

提出しなければならない。ただし、補助対象事業の区分にかかわらず、1団体につき1事業についてのみ要望できるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象事業に係る前回の収支決算書（別記第4号様式）
- (4) 団体調書（別記第5号様式）
- (5) 補助対象事業の実施体制（別記第6号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（別記第7号様式）
- (7) 団体の規約又は定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める資料
（審査）

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項及び奈良市文化振興計画推進委員会規則（平成19年奈良市規則第7号。以下「委員会規則」という。）第5条第1項の規定に基づき設置する奈良市文化振興補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）に諮問するものとする。

2 審査部会は、前項の諮問があったときは、別に定めるところにより要望書の審査を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（交付候補事業及び交付予定額の決定等）

第7条 市長は、前条第2項の答申に基づき、補助金の交付候補となる事業（以下「交付候補事業」という。）及び交付予定の補助金の額（以下「交付予定額」という。）を決定するものとする。

2 前項の規定による決定に際し、市長は、交付予定額の総額が補助金に係る予算の額を超えることが明らかであると認めるときは、交付候補事業の一部を、別に定めるところにより交付候補補欠事業とすることができる。

3 第1項の場合において、補助金に係る予算の額が交付予定額の総額を下回るときは、市長は、予算の範囲内で交付予定額を変更するものとする。

4 市長は、交付候補事業及び交付予定額を決定する場合において、補助金等の交付の目的達成に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

5 市長は、第5条の規定により補助金の交付を要望した団体（以下「要望者」という。）に対し、前4項の定めるところにより決定した内容を通知する。この場合において、第2項の交付候補補欠事業に係る要望者に対しては、次条の規定による交付申請の状況により予算に余剰金が生じたときは、補助金の交付の申請を行うことができる旨を記載するものとする。

（交付申請）

第8条 前条第5項の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付申請を行おうとする場合は、文化振興補助金交付申請書（別記第8号様式）に第5条各号に掲げる書類を添えて、交付候補事業を実施する年度中に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた交付候補事業（以下「補助事業」という。）が完了した場合は、当該事業の完了の日から1箇月以内に実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- (3) 対象経費の明細書（別記第12号様式）
- (4) 領収書等の収入及び支出が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 都市文化推進支援事業の補助事業者は、別途市が開催する報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表示名称を表示するものとする。この場合において、ポスター、チラシ、プログラム等のスペースの都合上当該表示名称の全てが表示できないときは、奈良市文化振興補助事業の名称のみを表示すれば足りるものとする。

補助対象事業の区分	表示名称
市民文化活動支援事業	奈良市文化振興補助事業（市民文化活動支援事業）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業（広域参加型））
都市文化推進支援事業（国際発信型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業（国際発信型））

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

奈良市文化振興補助金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市文化振興補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第 号。以下「交付要綱」という。）第6条第2項の規定に基づく審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、交付要綱において使用する用語の例による。

(審査)

第3条 審査は、別表1に掲げる審査項目について審査を行う。

2 審査の採点は、別表2に定める評価基準に基づき行う。

3 審査は、補助金の区分が市民文化活動支援事業については一次審査を、都市文化推進支援事業については一次審査及び二次審査を行う。

(一次審査)

第3条 一次審査は、部会員が交付要綱第5条の規定により要望者から提出された要望書等を精査し、別表1に掲げる審査項目ごとに別表2に定める評価基準に基づき採点して行う。

2 審査部会は、前項の採点の結果に従って、市民文化活動支援事業については交付候補事業の適否を、都市文化推進支援事業については二次審査の対象となる交付候補事業を決定する。

3 前項の場合において、市民文化活動支援事業については、審査部会は、別表3に定めるところに従い事業ごとの交付予定額を算定し、第1項の採点の結果の上位から順に予算を超えない範囲で交付候補事業とする。ただし、同項の採点の結果において平均点数が50点未満であった事業は、交付候補事業としない。

4 審査部会は、第2項の規定による市民文化活動支援事業の交付候補事業の適否の決定に際し、事業計画書等の内容等について必要な意見を付けることができる。

5 審査部会は、第3項の規定により交付候補事業とされた事業を除く事業を、第1項の採点の結果の上位から順に交付候補補欠事業とする。ただし、同項の採点の結果において平均点数が50点未満であった事業は、交付候補補欠事業としない。

(二次審査)

第4条 二次審査は、前条第2項の規定により二次審査の対象と決定された事業の要望者が審査部会において実施するプレゼンテーションを、別表1に掲げる審査項目ごとに別表2に定める評価基準に基づき採点して行う。

2 審査部会は、前項の採点の結果に従って、都市文化推進支援事業の交付候補事業の適否を決定する。この場合において、広域参加型については、別表3に定めるところに従い事業ごとの交付予定額を算定し、第1項の採点の結果の上位から順に予算を超えない範囲で交付候補事業とする。国際的発信型については、第1項の採点の結果の上位から3事業までを交付候補事業とし、これら以外の事業については交付候補事業としない。

3 前条第3項ただし書、第4項及び第5項の規定は、都市文化推進支援事業について準用する。ただし、国際的発信型については第5項の規定は準用しない。

別表 1

審査項目表

	審査項目	No	着眼点	配点
共通項目	公益性	①	市民が主役となる文化事業であるか	15
		②	参加者及び事業範囲が制限されず、広くの市民に事業効果が及ぶか	
		③	客観的に公益に資すると認められる事業であるか	
	有効性	①	市民の文化に対する意識を高める効果があるか	15
		②	奈良市の文化的環境を高める効果があるか	
		③	補助額に見合った効果が期待できるか	
	適格性	①	事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	15
		②	当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしているか	
		③	事業の継続・発展のための工夫が見られるか	
	必要性	①	市民ニーズが高い事業であるか	15
		②	共生社会の実現という観点から、必要性が高い事業であるか	
		③	市が実施するよりも高い効果が期待できる事業であるか	
事業別項目	市民文化活動支援事業	①	市民が文化活動に参画する場の拡充に繋がるものか	40
		②	地域コミュニティへの波及効果は高いものであるか	
		③	地域が持つ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		④	文化活動を行う次世代の育成に繋がるものか	
	都市文化推進支援事業(広域参加型)	①	市外・県外からも広く参加が見込めるものか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	本市の都市格の向上に資する事業であるか	
		④	本市の都市魅力を広く発信する事業であるか	
	都市文化推進支援事業(国際的発信型)	①	国際的な発信力が高く、国内外からの誘客が見込め、経済波及効果が期待できるものか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	国際的な文化交流が図られる事業であるか	
		④	本市の国際的な価値の向上に資する事業であるか	

・審査は、共通4項目と補助金の区分に応じた1項目の計5項目において行う。

・各委員の評価の点数の平均が50点未満であった場合は、交付候補事業としない。

別表 2

評価基準

評価	点数	
	共通項目	事業別項目
高く評価できる	15	40
評価できる	12	32
標準的	9	24
やや問題がある	6	16
問題がある	3	8

別表 3

補助金交付予定額算出表

補助金の区分：市民文化活動支援事業

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（50万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	90%	
3位	80%	
4位	70%	
5位	60%	
6位	50%	
7位	40%	
8位	30%	
9位～	20%	

補助金の区分：都市文化推進支援事業（広域参加型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（300万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	80%	
3位	60%	
4位	40%	
5位～	20%	

補助金の区分：都市文化推進支援事業（国際的発信型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（1,000万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	75%	
3位	50%	

令和2年度 奈良市文化振興補助金交付募集要項


募集期間

令和元年10月15日（火）～ 令和元年11月8日（金）

<お問い合わせ及び各種書類の提出先>

下記連絡先にお気軽にお問い合わせください。なお、ご相談にお越しの際は、事前に予約をお願いします。

奈良市役所 市民部 文化振興課 総務係
住 所：〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1-1
電 話：0742-34-4942
受付時間：月曜日～金曜日（土日祝日を除く。）
午前9時～午後5時まで

令和元年10月
 奈良市 文化振興課

目次

I. 補助金制度について.....	1
1. 文化振興補助金交付の趣旨.....	1
2. 補助の対象となる団体.....	1
3. 補助の対象となる事業及び事業区分、補助額.....	1
4. 補助の対象となる期間及び経費.....	3
II. 補助金に係る手続きについて.....	5
1. 全体の流れ.....	5
2. 交付要望について.....	6
3. 審査について.....	6
4. 要望の採否について.....	9
5. 補助金交付申請（本申請）について.....	10
6. 補助金交付決定の通知について.....	10
7. 事業の実施について.....	11
8. 事業の実績報告について.....	12
9. 補助金確定の通知について.....	12
10. 補助金の交付について.....	12
11. 関係書類の保管について.....	12

補助金の交付を要望する団体は、「奈良市補助金等交付規則」「奈良市文化振興補助金交付要綱」「奈良市文化振興補助金審査要領」及び本募集要項を熟読し、制度を十分理解したうえで各種書類の作成にあってください。

提出いただいた補助金の交付に係る一連の書類については、個人情報を除き原則公開し、市議会への資料や行政文書開示請求の対象となる可能性があります。

I. 補助金制度について

1. 文化振興補助金交付の趣旨

奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業などを広く募集し、その中から本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、「奈良市補助金等交付規則」「奈良市文化振興補助金交付要綱」「奈良市文化振興補助金審査要領」の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助の対象となる団体

補助金の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす文化芸術活動を実施する団体とします。

- (1) 市内に主たる事務所、若しくは住所又は活動の場を有すること。
- (2) 規約・定款等を有し、かつ、代表者及び役員が置かれていること。
- (3) 事業実施において、事業の目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

※ 上記を満たしても、次に該当する団体は対象となりません。

- 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。）
- その他市長が不適当と認める団体。

3. 補助の対象となる事業及び事業区分、補助額

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれの条件に該当する事業とします。

- (1) 芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- (2) 事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれること。鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

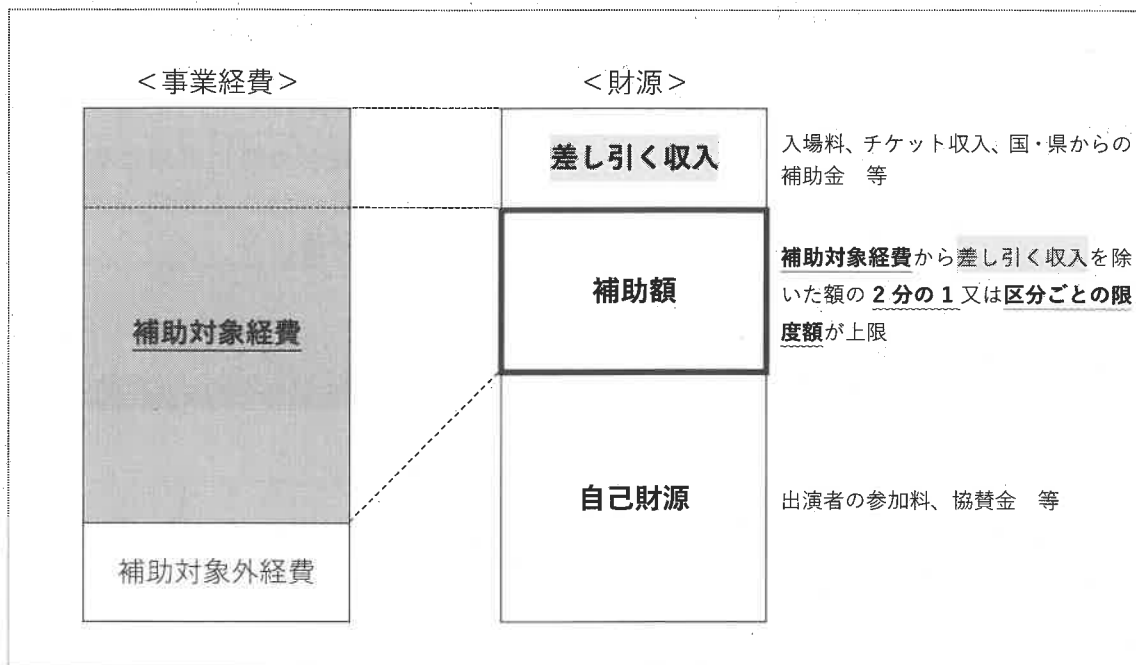
補助事業名 (補助金の区分)	事業内容	補助額 (補助上限)	
		限度額	補助率
市民文化活動 支援事業	文化及び芸術に触れる機会の創出、次世代の文化振興の担い手の育成又は地域に吹くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取り組みその他市民の文化活動。	50万円	補助対象経費の総額から収入(市長が別に定めるものを除く。)の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を差し引いた額の2分の1。(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)
都市文化推進 支援事業	地域が持つ文化資源等の活用及び多様な種類の文化交流の実施により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業		
広域参加型	市内外からの参加がある文化事業	300万円	
国際的発信型	国際的な文化交流又は文化発信事業	1,000万円	

※ 補助金の区分にかかわらず、**1団体につき1事業のみ申請可能**です。

※ 前項の規定にかかわらず、**次に掲げる事業は、補助対象外**となります。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の団体、会員その他限られた範囲を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (6) 奈良市文化振興補助金以外に市から補助金(奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。)が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (7) 過去5年以内に実施の実績がない事業
- (8) 次のいずれかに該当する事業(都市文化推進支援事業(国際的発信型)に限る。)
 - ア 当該事業の補助対象経費の予算額が2,000万円未満である。
 - イ 前回の事業(過去5年以内に実施されたものに限る。)の実績額のうち補助対象経費の額が2,000万円未満である。
- (9) その他当補助金の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業

<事業経費と補助額のイメージ>



4. 補助の対象となる期間及び経費

補助の対象となる期間及び経費は、次のとおりです。

<補助対象期間>

令和2年4月1日～令和3年3月31日

<補助対象経費一覧>

項目	細目	具体例	備考
賃金	賃金	事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、雇用保険料、健康保険料 等	補助事業のために臨時に雇用する場合に限る。
報償費	報償費	講演、指導、調査、原稿執筆、翻訳、出演等にかかる謝金	
旅費	旅費	公共交通機関等の移動代、航空機代、宿泊代 等	原則、最も経済的・効率的な実費相当額のみ対象。
需用費	消耗品費	事務用品、行事用品、賞状代 等	
	燃料費	ガソリン代 等	
	印刷製本費	コピー代、チラシ・ポスター等印刷代 等	
	光熱水費	電気・ガス・水道料金	事業実施時、臨時的にかかるものに限る。

役務費	通信 運搬費	郵便代、電話代	
	手数料	振込手数料、クリーニング代	
	保険料	イベント保険	
委託費	委託費	委託費	報告の際に詳細な委託内容が分かる書類の添付が必要。
使用料 及び賃 借料	使用料及 び賃借料	会場借上料、機材借上料、作品等借上料、駐車場代、拝観料、著作権料 等	

< 補助対象外経費一覧 >

費用	具体例
事務局維持経費	家賃、光熱水費、電話代、常勤職員の賃金、事務局の維持費 等
食糧費	講師・スタッフ等の弁当、会議用の飲料等、食糧費全般
備品購入費	事業終了後も使用可能な機器等の購入費
施設整備費	改修に係る経費、不動産・建物取得費
航空・列車・船舶運賃の特別料金	ファーストクラス、グリーン料金、高速道路代 等
賞金、賞品代	賞金、賞品、花代、金券 等
印紙代	印紙代
その他雑費	手土産代、礼状、打ち上げ等に係る経費、当補助金申請にかかる経費（印刷費・交通費等）

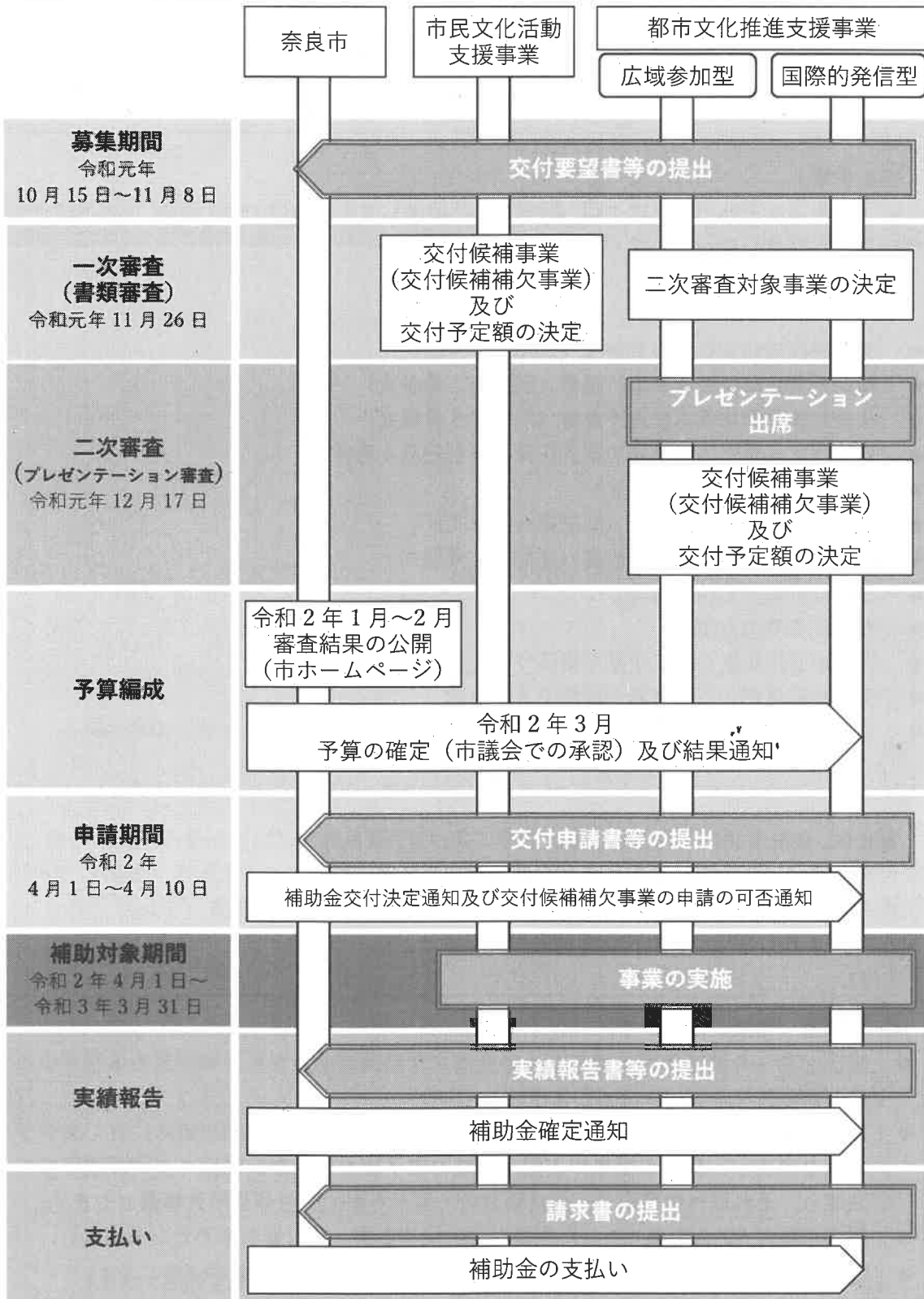
※ 上記表に挙げるもの以外にも、期間外の支出（補助対象期間外に支出された経費）や支出根拠の不備（領収書等の不備により適正な支出と判断できない経費）によるものは補助対象外になります。また、団体が当然負担すべきであると市が判断した経費についても、補助対象外とします。

< 補助対象経費から差し引く収入 >

差し引く収入	団体の純粋な収益と考えられるものや他の補助金・助成金 等 【具体例】 入場料、チケット収入、各種販売収入、国・県・基金からの補助金や助成金 等
差し引かない収入	事業へ参加するための費用を徴収したもの、協賛金 等 【具体例】 出演するための参加料、出展料、企業協賛金 等

II. 補助金に係る手続きについて

1. 全体の流れ



2. 交付要望について

補助を要望する団体は、必要な書類を受付期間内に提出してください。なお、要望できる補助金の件数は、**1団体につき1件に限ります**。

<受付期間>

令和元年10月15日(火)～令和元年11月8日(金)必着

必要書類は、表紙に記載している提出先へ持参・郵送により提出して下さい。

<提出書類>

以下の書類は**それぞれ正本1部、副本12部提出してください**。様式等は、奈良市ホームページからダウンロードしてください。

⇒<http://www.……>

- 文化振興補助金等交付要望書（別記第1号様式）
- 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- 補助対象事業に係る前回の収支決算書（別記第4号様式）
- 団体調書（別記第5号様式）
- 補助対象事業の実施体制（別記第6号様式）
- 団体目的等についての誓約書（別記第7号様式）
- 団体の規約・定款等の写し
- 団体役員等の名簿
- 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- その他市長が必要と認める資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

3. 審査について

審査は、奈良市文化振興補助金審査要領に基づき、奈良市文化振興計画推進委員会の補助金交付審査部会にて実施します。市民文化活動支援事業については一次審査（書類）、都市文化推進支援事業については一次審査（書類:11月26日）及び二次審査（プレゼンテーション:12月17日）を行います。審査結果については、市のホームページで公開します。（1月～2月）。

<一次審査（書類）について>

- 提出があった要望書類を精査し、奈良市文化振興補助金審査要領で定める審査項目及び評価基準に基づき採点します。
- **市民文化活動支援事業**は候補事業の適否及び補助金交付算出表に定めに従い交付予定額を算出し、**採点の結果の上位から順に市予算を超えない範囲**で交付候補事業を決定し、**それ以外の事業**は、採点結果の上位から順に**交付候補補欠事業**とします。
- **平均点数が50点未満**であった事業は交付候補事業、交付補欠事業としません。
- **都市文化推進支援事業**は、**二次審査の対象となる交付候補事業**を決定します。

<二次審査（プレゼンテーション）について>

- 二次審査の対象とされた事業の要望者が行うプレゼンテーションを一次審査と同様に採点します。
- プレゼンテーションに参加されない団体の要望事業は不採択となります。
- プレゼンテーションの時間は、一団体あたり5～10分です。
- 都市文化推進支援事業の広域参加型の補助金については、候補事業の適否及び補助金交付算出表に定めに従い交付予定額を算出し、採点の結果の上位から順に市予算を超えない範囲で交付候補事業を決定し、それ以外の事業は、採点結果の上位から順に交付候補補欠事業とします。
- 国際的発信型の補助金については、候補事業の適否及び補助金交付算出表に定めに従い交付予定額を算出し、採点の結果の上位から3事業までを交付候補事業とし、それ以外の事業は交付候補事業としません。
- 平均点数が50点未満であった事業は交付候補事業、交付補欠事業としません。

<審査項目>

審査項目	No	着眼点	配点
共通項目	公益性	① 市民が主役となる文化事業であるか	15
		② 参加者及び事業範囲が制限されず、広く市民に事業効果が及ぶか	
		③ 客観的に公益に資すると認められる事業であるか	
	有効性	① 市民の文化に対する意識を高める効果があるか	15
		② 本市の文化的環境を高める効果があるか	
		③ 補助額に見合った効果が期待できるか	
	適格性	① 事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	15
		② 当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしているか	
		③ 事業の継続・発展のための工夫がみられるか	
	必要性	① 市民ニーズが高い事業であるか	15
		② 共生社会の実現という観点から、必要性が高い事業であるか	
		③ 市が実施するよりも高い効果が期待できる事業であるか	
事業別項目	市民文化活動支援事業	① 市民が文化活動に参画する場の拡充につながるものか	40
		② 地域コミュニティへの波及効果は高い事業であるか	
		③ 地域が持つ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		④ 文化活動を行う次世代の育成につながるものか	
	都市文化推進支援事業（広域参加型）	① 市外・県外からも広く参加が見込めるものか	40
		② 奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③ 本市の都市格の向上に資する事業であるか	
		④ 本市の都市魅力を広く発信する事業であるか	
	都市文化推進支援事業（国際的発信型）	① 国際的な発信力が高く、国内外からの誘客が見込め、経済波及効果が期待できるか	40
		② 奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③ 国際的な文化交流が図られる事業であるか	
		④ 本市の国際的な価値の向上に資する事業であるか	

< 評価点数 >

共通項目（15点×4項目）＋事業別項目（40点×いずれか1項目）の計100点満点

< 評価基準 >

評価	点数	
	共通項目	事業別項目
高く評価できる	15	40
評価できる	12	32
標準的	9	24
やや問題がある	6	16
問題がある	3	8

< 補助金交付予定額算出表 >

市民文化活動支援事業

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（50万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	90%	
3位	80%	
4位	70%	
5位	60%	
6位	50%	
7位	40%	
8位	30%	
9位～	20%	

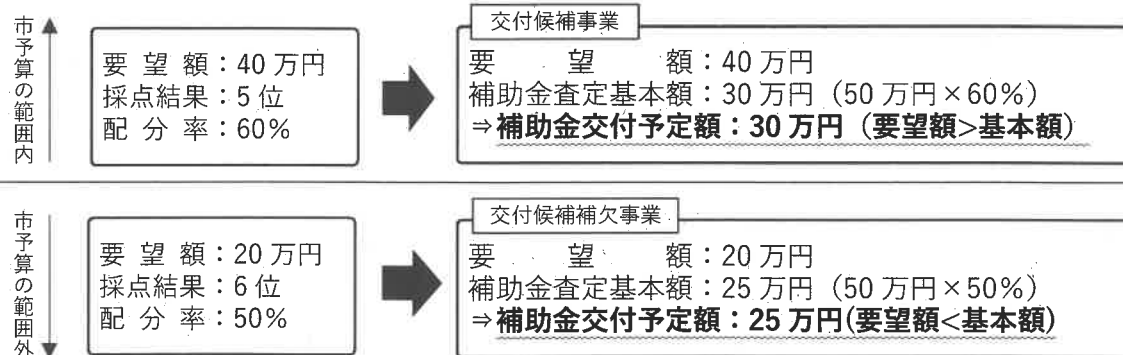
都市文化推進支援事業（広域参加型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（300万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	80%	
3位	60%	
4位	40%	
5位～	20%	

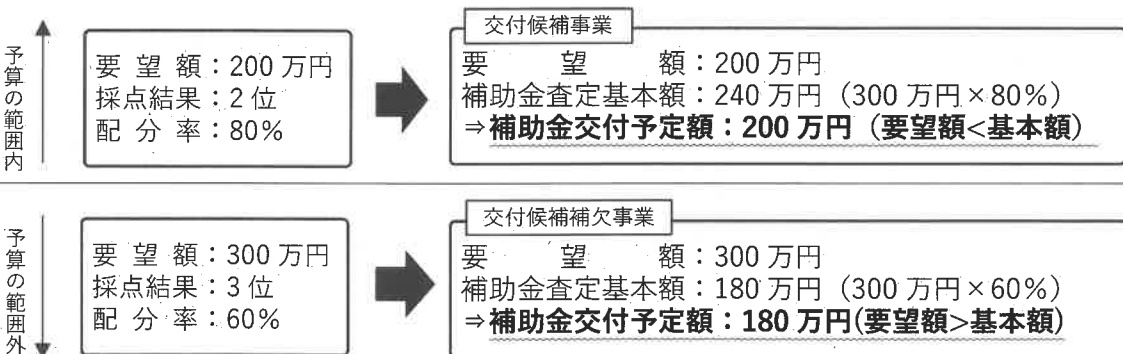
都市文化推進支援事業（国際的発信型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（1,000万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	75%	
3位	50%	

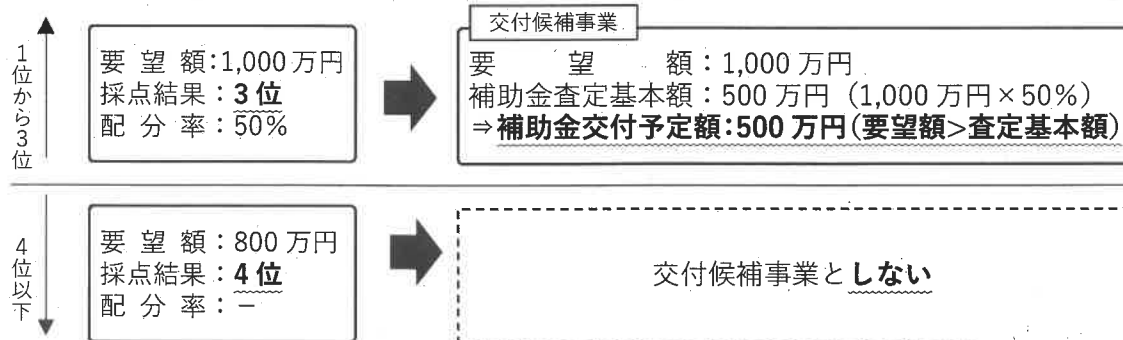
< 市民文化活動支援事業の例 >



< 都市文化推進支援事業 (広域参加型) >



< 都市文化推進支援事業 (国際的発信型) の例 >



4. 要望の採否について

審査部会での審査結果を踏まえ、市が交付候補事業及び交付する補助金の予定額を決定し、予算が確定すれば、その結果を要望があった団体に書面にて通知します (3月を予定)。

5. 補助金交付申請（本申請）について

交付候補事業とされた事業の実施団体は、下記の書類を揃えて期限までに提出してください。期限までに提出がない事業については、交付決定できない可能性があるためご注意ください。

なお、4. 要望の採否で通知した補助金交付予定額が、要望していた額より大幅に減額となったことなどにより要望時の事業内容を変更しこの申請を行った場合や、当初の事業趣旨から大きく逸脱していると市が判断した場合には、補助金交付決定は行いません。

また、この交付申請（本申請）を諸事情により辞退される場合は、辞退に理由を記載した書面（様式問わず）を、下記期限までに提出してください。

※ 交付候補補欠事業とされた事業については、予算に余剰が生じた場合に限り当課より本申請可能な旨の通知を行います。4月中に通知がない場合は本申請できません。

<提出期限>

令和2年4月1日（水）～令和2年4月10日（金） 必着

必要書類は、表紙に記載している提出先へ持参・郵送により提出して下さい。

<提出書類>

以下の書類はそれぞれ正本1部、副本1部提出してください。様式等は、奈良市ホームページからダウンロードしてください。

⇒<http://www.……>

- 文化振興補助金等交付申請書（別記第8号様式）
- 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- 補助対象事業に係る前回の収支決算書（別記第4号様式）
- 団体調書（別記第5号様式）
- 補助対象事業の実施体制（別記第6号様式）
- 団体目的等についての誓約書（別記第7号様式）
- 団体の規約・定款等の写し
- 団体役員等の名簿
- 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- その他市長が必要と認める資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）
- 相手方登録申請書

6. 補助金交付決定の通知について

5. 補助金の交付申請（本申請）に基づき補助金の交付が決定した団体には、補助金交付決定の通知書にて交付決定額をお知らせします。（4月下旬予定。）

実際にお支払いする補助金の額（補助金確定額）は、実績報告書の決算書に基づいて決定するため、実績報告の内容によっては交付決定額から減額される可能性があります。

7. 事業の実施について

事業の実施にあたっては、関係する要綱・要領・規則等を熟読したうえで取り組んでください。

<補助金交付事業である旨の表示義務について>

補助事業の実施に際して作成するポスター・チラシ・プログラム等の広報物には、補助金の区分に応じて、下記のとおり表示してください。

補助金の区分	表示名称
市民文化活動支援事業	奈良市文化振興補助事業（市民文化活動支援事業）
都市文化推進支援事業 （広域参加型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業：広域参加型）
都市文化推進支援事業 （国際的発信型）	奈良市文化振興補助事業（都市文化推進支援事業：国際的発信型）

※スペース等の都合上、当該表示名称のすべてを記載することが困難な場合は、「奈良市文化振興補助事業」のみ記載でも問題ありません。

<アンケートの実施について>

参加者・出演者等にアンケートを実施し、事業実施による成果・効果を把握するとともに集計結果を報告してください。

<事業の内容変更又は中止（廃止）について>

補助金の交付決定後に、事業の内容を変更又は中止（廃止）する場合には、変更又は中止（廃止）する前に「補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。ただし、軽微な変更の場合の提出は不要です。

※承認申請が必要かどうかは、事前に当課にご相談ください。

<収入及び支出証拠書類について>

補助事業にかかる収入及び支出の証拠書類については、補助対象経費・補助対象外経費を問わず実績報告にて必要となりますので、適切に保管してください。

事業完了後に提出いただく実績報告書には、事業にかかるすべての収入・支出の証拠書類の写しの添付が必要です。相手方・日付・内訳が不明瞭であるなど証拠書類に不備がある場合は、事業経費として認められません。

8. 事業の実績報告について

補助事業の完了後は、事業終了後から1箇月以内に必要な書類を揃えて提出してください。

<提出書類>

- 実績報告書（別記第9号様式）
- 事業実績内訳（第10号様式）
- 収支決算書（第15号様式）
- 対象経費の明細書（第12号様式）
- 領収書等の収入及び支出の証拠書類の写し
 ※提出時に原本も持参いただき、相違がないか確認させていただきます。
- アンケート調査の結果
- その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真等）

<成果報告会>

都市文化推進支援事業の補助事業者は、補助事業を実施する年の翌年度に開催する報告会に出席し、実施した補助事業について報告していただきます。

9. 補助金確定の通知について

実績報告書に基づき交付する補助金の額を確定し、補助金額確定の通知書にてお知らせします。

10. 補助金の交付について

補助金は、補助金額確定後に口座払いにてお支払いします。補助金確定通知書の受領後、下記の書類を提出してください。

<提出書類>

- 補助金等交付請求書

<補助金の概算払いについて>

事業の完了前に補助金の支払いの必要性が認められる場合、補助金の概算払いを受けることができます。概算払いを希望する場合、補助金の交付申請時に「補助金の概算（又は前金）払理由書」及び「補助金等交付請求書」を提出してください。

※補助金の概算払いを行った場合、実績報告を受けて補助金の交付決定額を確定額が下回った場合、一部補助金を返還いただくこととなります。

11. 関係書類の保管について

補助事業の会計処理に関する領収書・帳簿等のほか、この補助金に関する一連の書類（奈良市からの各種通知書、提出した書類の写し等）については、補助事業が完了する日が属する年度の翌年度の初日から5年間保存してください。